

第 38 回 参議院契約監視委員会 定例会議議事概要

開催日	令和元年 6 月 3 日		
場所	参議院第二別館東棟 東 401 会議室		
出席委員氏名	委員長	木下 哲 (公認会計士)	
	委員	関口 智 (立教大学経済学部 教授)	
	委員	奥 真美 (首都大学東京都市環境学部 教授)	
審査対象期間	平成 30 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日		
抽出案件	4 件		
一般競争入札	4 件	契約件名	第二別館ほか機械設備改修工事
		契約相手方	日管株式会社東京支店
		契約金額	21,600,000 円
		契約締結日	平成 31 年 1 月 23 日
		契約件名	第二別館自動車車庫シャッター改修工事
		契約相手方	文化シャッター株式会社リニューアル支店
		契約金額	12,713,760 円
		契約締結日	平成 31 年 1 月 28 日
		契約件名	参議院庁舎で使用する電気の需給
		契約相手方	九電みらいエナジー株式会社
		契約金額	101,530,647 円
		契約締結日	平成 30 年 11 月 21 日
		契約件名	参議院インターネット審議中継システム外 4 Web システム利用環境の提供及びその運用役務一式
契約相手方	東日本電信電話株式会社		
契約金額	1,350,000,000 円		
契約締結日	平成 30 年 12 月 26 日		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	(対象契約はいずれも妥当なものと認められた。)		

意見・質問	回答
<p>1. 報告事項</p> <p>会計課長の代理として会計課課長補佐より、審議対象事案について次の報告があった。</p> <p>(1) 入札及び契約方式別の状況について</p> <p>(2) 1者応札・1者応募の状況及び聴取調査について</p> <p>営繕課及び電気施設課分に6件、会計課分に1件の該当があった。</p> <p>(3) 指名停止の運用状況について</p> <p>該当がなかった。</p> <p>(4) 談合状況への対応状況について</p> <p>該当がなかった。</p> <p>2. 抽出結果の報告</p> <p>抽出委員の関口委員から、審議対象期間に締結した43件の契約のうち、一般競争入札から4件、抽出した旨報告があった。</p> <p>また、各事案の抽出理由について、次のとおり説明があった。</p> <p>【抽出事案】</p> <p>A. 第二別館ほか機械設備改修工事 一般競争入札方式（最低価格）〔工事〕</p> <p>B. 第二別館自動車車庫シャッター改修工事 一般競争入札方式（最低価格）〔工事〕</p> <p>C. 参議院庁舎で使用する電気の需給 一般競争入札方式（最低価格）〔購入〕</p> <p>D. 参議院インターネット審議中継システム外4Webシステム利用環境の提供及びその運用役務一式 一般競争入札方式（総合評価）〔役務〕</p> <p>事案Aは、当初調達が不調となっており、1者応札・1者応募であることから、発注時期の妥当性及び予定価格の変化等を検証する。</p> <p>事案Bは、低入札価格であることに着目し、</p>	

低価格となった理由、質の確保はできているか、予定価格の妥当性等を検証する。

事案Cは、電力自由化に着目し、過去の予定価格、契約金額及び契約相手方の推移を確認し、供給の安定性と契約金額の妥当性等を検証する。

事案Dは、複数年度契約であり、金額的重要性及び契約の集約に着目し、契約の集約により落札者に独占的地位を与え、結果的に高価格になっていないか、総合評価のプロセス等を検証する。

3. 抽出事案の審議

A. 第二別館ほか機械設備改修工事

一般競争入札方式（最低価格） [工事]

- ① 当初調達の不調となり、2回目の調達となる本事案において予定価格をどのように変更したか、説明されたい。
- ② 当初調達から分離したことにより、予定価格は上がったのか、下がったのか。
- ③ 当初調達が発注時期の遅れなどにより不調となり、分離したことで工事の発注規模が縮小し労務費が上がっているのであれば、そもそも発注時期の見直しを検討すべきと考えられるが前倒しは可能なのか。
- ④ 1者応札・1者応募であるが、発注時期を早めた場合、応札者の増加が見込まれるのか。
- ⑤ 年度の予算枠という制約があるとしても、年間の工事計画の中で発注時期を再検討するのはいかがか。

当初調達から分離した項目を除いた。その上で、査定率は工事の発注規模が縮小したため考慮した。

工事の発注規模が小さくなったことに伴い、労務費については上がっている。

今回の当初調達は10月に入札を公告したが、入札の準備を早めれば、8月又は9月中に行うことは可能である。

発注時期の前倒しにより、応札者において施工を管理する技術者を早期に確保できれば、応札が増える可能性がある。

全体の工事計画の中で、設計や積算を行う時期を見直すことにより、発注時期の前倒しを図る余地はある。

**B. 第二別館自動車車庫シャッター改修工事
一般競争入札方式（最低価格） [工事]**

① 低入札価格調査において、契約の履行に問題ないと判断した理由を説明されたい。

予定価格と乖離があった入札金額の内訳を確認したところ、シャッター自体の価格が自社に製造部門があるため大幅なコスト削減ができること、現場管理費は契約対象工事と同時期に近隣で同種の工事を複数行っているため縮減できること、一般管理費はシャッターを製造しその施工も請け負うことができるため縮減できるとのことであり、問題はないと判断した。

② 製品の価格及び経費について、予定価格の積算は適切だったのか。

製品の価格については、複数のメーカーから見積を徴した上で査定をしている。経費については公共建築工事積算基準に基づいて算出しており、入札の結果からも積算は適切だったと判断している。

③ メーカーの見積りが比較的高い金額で提示されたと考えられるが、直近の販売実績等の情報が入手できるのであれば、査定率の参考となるのではないか。

過去に実施した同様の工事は、本事案のように全面改修ではなかったため条件は多少異なるが、その際の査定率も考慮し、実勢に基づいて査定するようにしている。

**C. 参議院庁舎で使用する電気の需給
一般競争入札方式（最低価格） [購入]**

① 入札適合条件について、説明されたい。

環境配慮契約法に基づき閣議決定された基本方針において、温室効果ガス等の排出程度を示す係数が低い小売業者と契約するよう努めることとされている。

本院では、環境省等が公表している東京電力管内の入札適合条件を採用している。

② 落札事業者の所在地が九州だが、東京圏で安定した電力の供給が可能なのか。

電力小売全面自由化後も引き続き、送配電は政府が許可した各地域の電力会社が担当し、小売電気事業者が必要とする電力の供給ができなかった場合には、送配電部門の事業

<p>③ 過去の契約推移によると、契約金額は低下傾向であるが、競争が働いた結果なのか。</p> <p>④ 送配電を担当する東京電力により安定供給が担保されているのであれば、応札者が小売電気事業者という登録を受けており、かつ入札適合条件を満たしていれば、契約金額は低ければ低い方が望ましいのか。</p> <p>D. 参議院インターネット審議中継システム外4Webシステム利用環境の提供及びその運用役務一式 一般競争入札方式（総合評価） [役務]</p> <p>① 既存の5つのシステムを統合した経緯を説明されたい。</p> <p>② 統合により期待されるコスト削減額は、いくらか。</p>	<p>者が補うこととなっているため、問題はない。</p> <p>電気の入札は年々競争参加者が増え、以前は応札が全くなかった小口の入札でも競争が働くようになった。実際に本事案は毎年応札者が変わっており、競争が活性化されていると考える。</p> <p>そのとおりである。入札適合条件については、応札者に提出させる適合証明書のほか、ホームページ等で公表されている情報により担当者がダブルチェックを行っている。</p> <p>政府の方針に基づき、本院でも情報システムの合理化策を検討する専門委員会が設置され、統合により費用削減等を図ることができるとの提言があった。</p> <p>それを受けて、参議院インターネット審議中継システムの更改時期に合わせて広報課が実施した基本的調査において統合の可能性を調査したところ、統合は可能であり、全システムのうち5つのシステムの統合について検討された結果、統合することにより期待される効果があるとの報告がなされた。</p> <p>具体的には、サービスレベルの向上、セキュリティの強化、費用の削減等である。</p> <p>5年間で、統合しなかった場合と比較して3,800万円である。実際には、CDN(Content Delivery Network=コンテンツ</p>
--	---

<p>③ 統合したことにより、次回以降の調達では今回のシステムを構築した東日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）が有利となるのではないか。</p> <p>④ 統合により調達の規模が大きくなると、他者の参入が一層困難になるのではないか。次回以降の調達において、価格面でもNTTが優位となり、競争性の確保ができないのではないか。</p> <p>⑤ 総合評価の審査について、説明されたい。</p> <p>⑥ 価格は予定価格の範囲内であっても、技術の確保ができないことも想定されるのではないか。</p>	<p>配信ネットワーク)) 及びSSL (Secure Sockets Layer=暗号化通信) 等の機能を新たに導入したため、単純な比較はできない。</p> <p>今回は結果的には1者応札となったが、落札意欲がある会社はほかにも存在した。しかし、本事案とは別の大型の調達に参加したため、応札がなかった。また、技術的に応札が可能な事業者はほかにもあるが、最近は人手不足が顕著となっており、落札の見込みがない場合はなかなか応札してもらえないのが実情である。次回以降も、他者の履行は可能である。</p> <p>競争性の確保については、常に考慮している。次回以降は他者が参入しやすいようにするという観点から、請負内容により調達を分割する、若しくは総合評価の除算の割合を下げるなどの検討も考えられる。</p> <p>本院では、入札価格が予定価格以下であり、技術点（基礎点+加点）を入札価格で除算し、総合評価点の最も高いものを落札者としている。技術点が高くなると既存業者が有利となるため、基礎点に対し加点の割合は低く抑えている。</p> <p>総合評価における技術点の確保は必須であり、足りなければ入札に参加できない。技術点において加点はなくても基礎点を満たしていれば、本院要求の仕様は満たしているため問題はない。</p>
---	--